

平成25年度多職種協働による チーム医療推進事業シンポジウム

平成26年3月1日(土)

公益社団法人日本歯科医師会

常務理事 佐藤 徹

日歯地域保健部門の役割と基盤整備

「日歯に課せられた最大の役割は国との協議」

- 「歯科口腔保健法」の具体的な展開
- 医療計画の総括と都道府県への協力体制の構築
- 日本歯科総合研究機構、8020推進財団との連携

平成26年度がん対策予算案の概要

平成26年度予算案額 230億円(平成25年度予算額 235億円)

基本的な考え方

- 平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定され、平成24年6月に見直しがされた「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

1. 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成 22億円(20億円)

- (1) がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成 0.4億円(0.3億円)
- (2) がん診療連携拠点病院の機能強化 21.8億円(19.3億円)
改 ※「地域がん診療病院(仮称)」及び「特定領域がん診療病院(仮称)」の設置

2. がんと診断された時からの緩和ケアの推進 5.8億円(4.4億円)

- (1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進 5.3億円(3.8億円)
改 ・緩和ケア推進事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業)
・都道府県健康対策推進事業(緩和ケア研修事業) 1.1億円(0.9億円)
- (2) 在宅医療・介護サービス提供体制の構築 0.5億円(0.6億円)

3. がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備 24億円(17億円)

- 新規・全国がん登録データベース構築等事業(国立がん研究センター委託費) 6.1億円(0億円)
- ・院内がん登録促進事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 10.8億円(9.1億円)
- ・都道府県健康対策推進事業(緩和ケア研修を除く) 6.7億円(6.8億円)
- 新規・がんと診断された時からの相談支援事業 0.4億円(0億円)

4. がん予防・早期発見の推進 33億円(92億円)

- (1) がん予防 1.5億円(14.3億円)
・健康的な生活習慣づくり重点化事業(たばこ対策促進事業) 0.4億円(0.4億円)
- (2) がんの早期発見 31.3億円(77.6億円)
改 ・がん検診推進事業 26.4億円(72.6億円)

【平成25年度補正予算案】
・働く世代の女性支援のためのがん検診の推進 44億円

5. がんに関する研究の推進 138億円(96億円)

- 「今後のがん研究のあり方に関する有識者会議報告書」を踏まえ、がん研究を強力に推進する。
改 ・がん対策推進総合研究事業 90.2億円(61.7億円)

6. がん患者の治療と職業生活の両立 3.1億円(2.6億円)

- ・がん患者の就労に関する総合支援事業等(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 2.0億円(1.8億円)

7. 小児へのがん対策の推進 3.8億円(3.8億円)

- ・小児がん拠点病院機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 2.0億円(2.0億円)
- ・小児がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業 0.3億円(0.3億円)
- ・小児がん拠点病院整備費 1.0億円(1.0億円)

(再掲) がん診療連携拠点病院の機能強化関連

- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業(全体) 39.7億円(33.3億円)

がん診療医科歯科連携推進事業年度計画概要

新たながん対策基本計画に基づく人材育成計画

平成25年度

(1) ナショナルテキスト普及に向け都道府県歯科医師会担当者に対するリーダー養成(伝達)講習会の開催

(2) がん診療医科歯科連携推進協議会の開催・評価項目等の検討

(3) ナショナルテキストを用いた講習会の実施

(4) 全国都道府県における連携講習会の計画作成および実施支援

平成26年度

(1) 全国都道府県におけるがん診療医科歯科連携講習会の実施(ナショナルテキスト使用)

(2) がん診療医科歯科連携推進協議会における事業評価の検討

(3) 全国における事例発表会等

(4) がん診療医科歯科連携名簿運用体制の確立

平成27年度

(1) 全国都道府県におけるがん診療医科歯科連携講習会の実施(ナショナルテキスト使用)

(2) がん診療医科歯科連携推進協議会における事業評価

(3) 全国における事例・評価発表会等

(4) がん診療医科歯科連携名簿の運用

(5) がん診療医科歯科連携推進事業の成果検討、見直し(緩和ケア・在宅歯科医療等)

- ・がん診療連携拠点病院(都道府県、地域[国指定])等と地域歯科診療所との連携
- ・がん診療連携拠点病院(都道府県、地域[国指定])等における病院歯科の充実

診療情報提供について

診療情報提供書 (歯科→医科)

_____ 病院 医院 診療所

担当医 _____ 先生 御机下

平成 年 月 日

患者氏名	_____	性別	男・女	
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日 (歳)
患者住所	_____			
電話番号	_____			

[紹介目的]

糖尿病 (耐糖能異常) の疑い

その他 (_____)

御高診の程 よろしくお願いたします

[紹介理由]

歯周病の病態、進行度から、全身疾患との関連が疑われる

その他 (_____)

[傷病名]

歯周病 (軽度・中等度・重度)

その他 (_____)

[治療経過および現在の処方]

[既往歴および家族歴]

糖尿病の既往：・本人 有・無 _____ ・家族 有 (_____) ・無

[備考]

平素は大変お世話になりありがとうございます。

住 所 _____

医療機関名 _____

電 話 番 号 _____

歯科医師名 _____

特定健診との連携

阿南・那賀バージョン

歯科検査指導連絡票（糖尿病）

歯科
本人控え

近年、糖尿病と歯周病との密接な関係が重要視されています。
糖尿病の予防及び治療の効果を上げるためにも、歯周病の改善が必要です。
特定健診において血糖値の上昇が認められましたので、歯科医院において歯周病の検査及び治療をお勧めします。

氏名	殿	T・S・H	年	月	日生()才	男・女																				
住所					電話																					
健診日	年	月	日	機関名																						
空腹時血糖		食後血糖		HbA1c																						
1 検査結果																										
<ul style="list-style-type: none"> 唾液潜血反応 - + ++ CPI CPI 最大値 <input type="text"/> 																										
<table border="1"> <tr> <td>7</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </table>			7	6	1	6	7											7	6	1	6	7	(参考)			
7	6	1	6	7																						
7	6	1	6	7																						
<table border="1"> <tr> <td>0</td> <td>健康</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>プロービング時の出血</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>歯肉縁上・縁下歯石</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>歯周ポケットの深さが4～5mm</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>歯周ポケットの深さが6mm以上</td> </tr> </table>							0	健康	1	プロービング時の出血	2	歯肉縁上・縁下歯石	3	歯周ポケットの深さが4～5mm	4	歯周ポケットの深さが6mm以上										
0	健康																									
1	プロービング時の出血																									
2	歯肉縁上・縁下歯石																									
3	歯周ポケットの深さが4～5mm																									
4	歯周ポケットの深さが6mm以上																									
<ul style="list-style-type: none"> 残根の有無 ない ある 排膿 - + 																										
2 治療方針 口腔清掃 ブラッシング指導 縁下歯石除去 根面清掃 歯周外科																										
3 保健師への連絡事項																										
4 血液検査の結果から歯科医院を受診したことが ない ある																										
<p style="text-align: right;">前回受診日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受診期間</p>																										
5 糖尿病家族歴 なし ある (父・母・兄弟・その他)																										
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科受診年月日：平成 年 月 日 ・ 歯科医療機関名： ・ 歯科医師名： 																										

町の保健事業に役立てる以外絶対にこの連絡票を使用しないと一言説明を理解し、町に送付することに同意する。

『国民の健康寿命が延伸する社会』 に向けた予防・健康管理に係る取り組みの推進

- 趣旨：2025（平成37年）に向け、
 - ①高齢者への介護予防等の推進
 - ②現役世代からの健康づくり対策の推進
 - ③医療資源の有効活用に向けた取り組みの推進

○これらの取り組みを推進することにより、5兆円規模の医療費・介護費の効果額を目標

●取り組みのポイント

- ①レセプト・健診情報等のデータを最大限活用した効果的な取り組みの推進
- ②健康づくり推進本部を中心に省内横断的な体制で推進
- ③推計が可能な取り組みは、それぞれの取り組みの目標としての効果額を提示

主な取り組みの内容①

I 高齢者への介護予防等の推進

● 高齢者の肺炎予防の推進

肺炎球菌ワクチン接種・口腔ケアによる肺炎予防

(※取組の推進により医療費約0.8兆円の効果額を目標)

II 現役世代からの健康づくりの推進

● レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進

医療保険者がデータヘルス計画等を策定し、PDCAに則った保健事業を実施

→今後、市町村国保は都道府県運営へ移行予定(保健事業の実働は市町村)

※保健局保険課・医政局歯科保健課H26事業(後述)の成果が重要

● 特定健診・特定保健指導等を通じた生活習慣病予防等の推進

糖尿病の重症化予防として「歯周疾患治療による糖尿病重症化予防」を明記

III 医療資源の有効活用に向けた取組の推進

社会保障制度改革推進法（社会保障制度改革国民会議の設置）



持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法案）



平成26年度から順次個別法を国会に提出
「医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度」

「医療提供体制の改革のための新たな 財政支援制度」

(900億円)(負担割合:国2/3、地方1/3)

目的

- ・病床の機能分化・連携
- ・在宅医療の推進
- ・医療従事者の確保・養成

平成26年度通常国会で関連法案成立後、基本方針を提示予定

「在宅歯科医療連携室整備事業」、「在宅歯科診療設備整備事業」

「歯科衛生士養成所初年度設備整備事業」、「歯科衛生士養成所設備整備事業」
は廃止のうえ、原則本制度に引き継がれる

* 関連

「在宅歯科診療設備整備事業」廃止に伴い、来年度も継続される「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」に関する実施要綱は、より有益な形式での開催ができるよう厚労と折衝中

医療提供体制改革のための新たな財政支援制度(基金)に関する歯科関係項目案

■在宅医療等の推進

(第6次医療計画における5疾病5事業を含む)

- ①病院機能の強化
- ②歯科診療所機能の強化
- ③医療従事者の確保・養成

①病院機能の強化

✓ 地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院等の高次・地域連携歯科医療機能強化

「地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院等に高次歯科医療・口腔機能管理を提供するとともに、地域歯科医療機関等の退院時支援等を行う部所（地域医療連携室等）に連絡調整を担当する専任・兼任の歯科医師、歯科衛生士等を配置する。これに必要な施設改修、歯科医療機器等の整備を行う」

✓ 病・診連携の推進

（医科から歯科や歯科診療所に対する患者照会やアドバイスを求められる体制作り等）

✓ 配置された歯科衛生士等が口腔保健センター・口腔保健支援センター等とも連携しながら、重症・救急歯科患者の受入、退院時調整等を行う

①病院機能の強化

- ✓ 慢性期、リハビリテーション系病院との連携
- ✓ 歯科標榜のない病院と歯科医師会等との連携構築に関する事業
- ✓ 歯科職種や他職種の教育・研修事業等
- ✓ 障がい者対応病院歯科への補助

② 歯科診療所機能の強化

- ✓ 郡市区を中心とした「医療・介護連携窓口」及びネットワークの整備
※ 現行の「在宅歯科医療連携室整備事業」の充実強化
- ✓ 訪問歯科診療体制の構築（研修および設備購入等を含む）
※ 現行の「在宅歯科診療設備整備事業」の充実強化
- ✓ 認知症患者等への口腔ケアの推進
- ✓ 脳卒中急性期入院患者の口腔内状態の評価と地域歯科医療機関との連携システムの構築
- ✓ 糖尿病患者に対する医科との連携システムの構築
- ✓ 在宅医療に取り組む歯科医のチーム編成事業と地域包括支援センター等への登録

② 歯科診療所機能の強化

- ✓ 訪問歯科診療車両等整備事業
- ✓ 歯科搬送体制整備事業
- ✓ 在宅歯科医療を推進するため中心となる医療機関や口腔保健センター等での機器の貸出体制の整備
 - ※ 現行の「在宅歯科医療連携室整備事業」と「在宅歯科診療設備整備事業」の充実強化
- ✓ 安心安全な在宅・介護サービスの推進のための施設・整備
 - － 転倒・転落防止対策（スロープや手摺の設置等）
 - － 防災対策（ライフライン寸断時等の機能維持等）
 - － 医療安全に関する設備整備（AED、血圧計、救急薬品セット、酸素ボンベ、心電計等）
 - － 院内感染対策（教育・研修、物品購入含む）

③医療従事者の確保・養成

✓ 医科歯科連携（病診・診診）に関する研修事業
（医科歯科同時参画）の実施

✓ 口腔ケア推進拠点ステーションの整備事業
（郡市区歯会の運営による）

※なお、これら事業実施・推進にあたっては、在宅医療連携拠点施設との密接な連携が不可欠

新たな基金事業への都道府県歯の対応

- 日歯作成事業案の内容確認、検討
- 都道府県歯事業案の日歯への集積
- 歯科(保健)医療機能の実態把握
- 都道府県行政担当者との協議
- 都道府県医師会等との連携



基金対応チームの編成

全国厚生労働部局長会議(1月21日)



全国医政関係主管課長会議(3月上旬予定)



厚生部局基幹課→財政部局と協議



知事と協議(全体フレーム)



都道府県民意見照会



関係団体への事業案提示

行政手続きの流れを確認し、
場合によっては連盟対応も視野

都道府県歯
対応内容等

事業案
検討



・医師会等との協議
・行政との協議

基金創設に関する法案成立
(5~6月頃)

(国)基本方針、要綱・
要領(7月頃)
発出から3か月半後締切

(都道府県)
都道府県事業
計画の策定

(国)都道府県事業計画の審査

(国)都道府県への内示締切から2か月後

補正予算対応(?月議会)

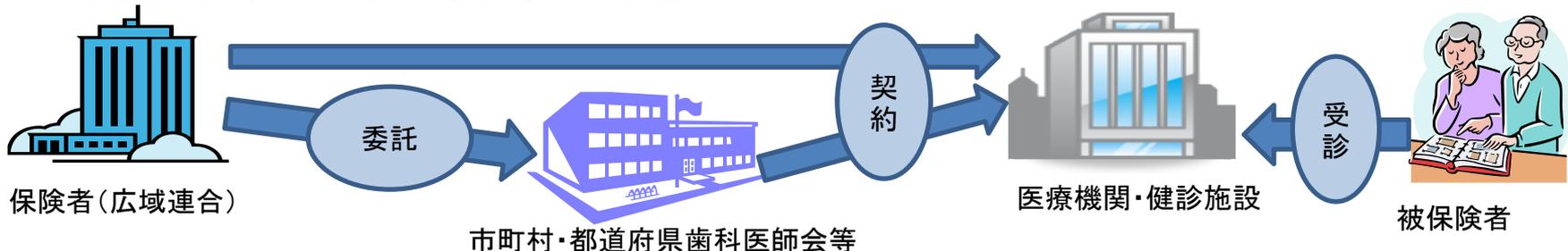
健康診査に要する経費【拡充】

後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診

平成26年度予算案額
 健康診査に要する経費 約30.0億円
 うち、歯科健診分 約4.9億円
 (補助先: 後期高齢者医療広域連合)

概要

- 口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防に繋げるため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする歯科健診を実施することとし、広域連合に対して国庫補助を行う。
- 健康増進法による健康診査実施要領に規定されている歯周疾患検診を参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた検査内容を各広域連合で設定。
 〈例〉
 問診、口腔内診査、口腔機能の評価、その他(顎関節の状態等)
- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施



参考 (関連事業)

	対象者	事業内容	実施主体	所管部局
歯周疾患検診	40歳、50歳、60歳、70歳の者	歯科医師等による歯周病検診	市町村	健康局
歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業	障害者や寝たきり高齢者等、医療サービス提供困難者	歯科医師等による歯科健診や施設職員への指導等	都道府県、政令市及び特別区	医政局
口腔機能向上プログラム(介護予防事業(二次予防事業))	二次予防事業対象者(要介護状態となるおそれのある者)のうち口腔機能が低下していると思われる者	歯科衛生士等が介護職員等と協働して、口腔清掃や口腔機能訓練を実施	市町村	老健局

※75歳以上の者のうち、ある程度健康を維持している者に対する口腔機能低下や肺炎等の疾病予防対策は、上記事業では対応できていない。

「お口 元気歯ッピー検診」の取り組み

目的

高齢者の生き生きライフを支え、QOLの向上を図り、健康寿命の延伸を図る。

期待する効果

食事・会話の楽しみ

口腔機能低下の予防

低栄養・肺炎等の予防

全身の健康状態が良好に保たれる

定期的歯科受診(かかりつけ歯科医)の定着化

目標

- 介護予防事業等との連携により、摂食嚥下機能の維持・増進並びに口腔ケアの推進を図る。
- 歯科の早期治療に繋げることで、歯の喪失予防や補綴物・義歯等による咀嚼機能の回復を図る。

概要

対象者	前年度に、満75歳となった被保険者
受診回数	当該年度において1回とする。
検診時期	当該年度の6月～12月
検診場所	(1)鹿児島県歯科医師会に所属する歯科医療機関 (2) (1)以外で、広域連合長が認める県内の歯科医療機関

実施手順



他 検診内容

- 【診査1】口腔内外診査
 - (1) 粘膜・歯・顎関節およびその状況
 - (2) 歯周病の状況
 - (3) 義歯の状況
- 【診査2】口腔機能診査
 - (1) 頬の膨らまし検査
 - (2) 反復唾液嚥下テスト(RSST)
 - (3) お食事マップのチェック
 - (4) アンケート結果からの評価
- 判定 (1) 異常なし (2) 要指導 (3) 要治療・要精密

レセプト等のデータ分析に基づいた保健事業の立ち上げ支援事業

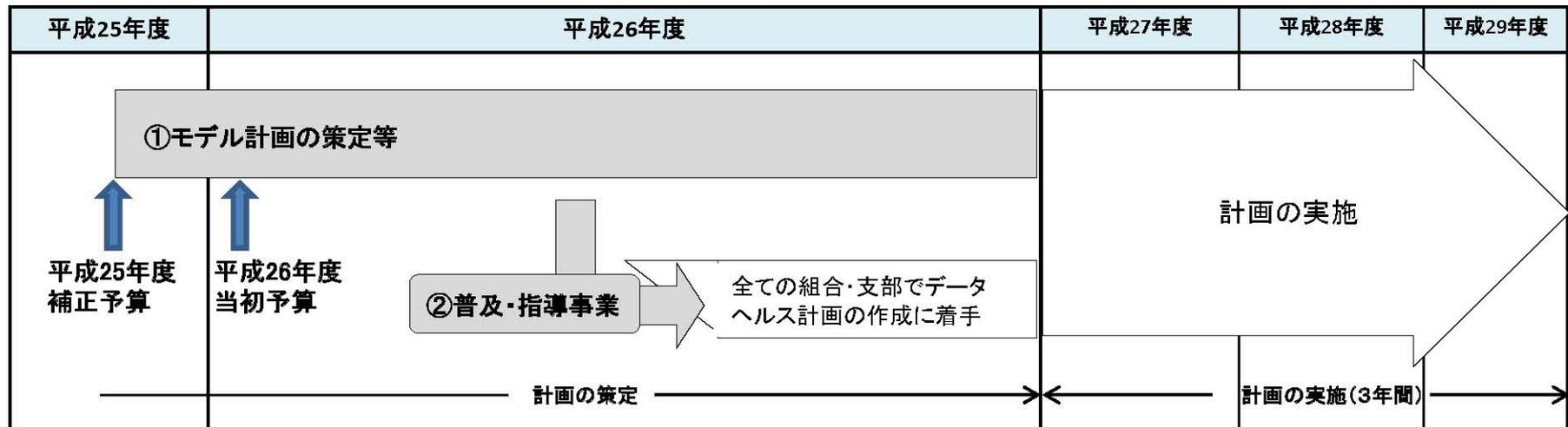
25年度補正予算額 5.2億円
26年度当初予算額 3.6億円

○事業の目的

近年、健康情報・医療情報の電子化が進み、医療保険者が、レセプト・健診情報等のデータを活用することが可能となっているが、現状ではデータ分析を十分に行い、保健事業に活用している医療保険者は少ない。
本事業は、国民の健康の保持増進、疾病予防及び重症化予防を推進するため、日本再興戦略（平成25年6月）に基づき、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿って実施する保健事業の実施計画（データヘルス計画）を健保組合等が策定し、実施できるよう支援するものである。

○事業概要

- ① モデル的「データヘルス計画」の作成等に係る費用を補助（7.1億円）
各保険者の取組のモデルとなる計画を作成する健保組合及び協会けんぽに対して、計画策定等に要する費用を補助
- ② 健保組合への普及・指導事業の費用を補助（1.6億円）
データヘルス計画の普及・指導事業（説明会や講習会の開催等）に要する経費を補助



保険局保険課

(平成26年度新規事業)

「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進」 (健康保険組合等)

【目的】

- レセプト・健診情報等を活用し、意識づけ、保健指導、受診勧奨などの保健事業を効果的に実施していくため、健康保険組合等における「データヘルス計画」の作成や事業の立ち上げ等を支援する
- ※歯科健診を活用した効果的なモデル計画の策定・実施が可能
- 実施主体は保険者、モデル計画の策定・実施に要する経費

生活歯援プログラム

(標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル)

活用事業実施の手引き

平成23年度都道府県歯科医師会地域保健・産業保健・介護保険アンケート結果による全国での本プログラム実施状況を踏まえ、さらなる推進のため、これまでの事業報告等を参考に事業実施者等が円滑に事業計画の立案・実施・

評価ができるよう作成した。(全郡市区歯科医師会へ配布済)

職域：データヘルス事業等

地域：健康増進事業等